

別表3 近郊地域の範囲、日当及び定額(第15条関係)

1 近郊地域の範囲

起点	移動手段	範囲
つくば市	鉄道	東海駅(JR常磐線)
		笠間駅(JR水戸線)
		木下駅(JR成田線)
		船橋駅(東武野田線)
		春日部駅(東武野田線)
		舞浜駅(JR京葉線)
		東所沢駅(JR武蔵野線)
		新鎌ヶ谷駅(新京成電鉄線)
		流山駅(総武流山電鉄線)
		大宮駅(JR東北本線(武蔵野線経由))
		川口駅(JR東北本線(武蔵野線経由))
		北与野駅(JR埼京線(武蔵野線経由))
		戸田公園駅(JR埼京線(武蔵野線経由))
		市川駅(JR総武本線(武蔵野線経由))
		新検見川駅(JR総武本線(武蔵野線経由))
検見川浜駅(JR京葉線(武蔵野線経由))		
上記以外の地域	自動車	路程150キロメートル未満
上記以外の場合は勤務場所から路程300キロメートル未満でかつ所要時間が4時間未満の地域		

備考

路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

2 近郊地域出張の日当

600円

3 近郊地域出張の定額

区 分	支 給 内 容
つくば市－東京都の特別区内の往復	3,600円(定額)